

答 申 第 103 号

令和2年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する決定について(答申)

平成30年12月3日付け諮問第90号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画事前協議書

答 申

第 1 審議会の結論

兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が非公開とした第2の2に記載する対象公文書のうち、別表の「公開すべき部分」欄に記載した部分は公開すべきである。

第 2 諮問経緯・対象公文書の特定

1 公文書の公開請求

平成30年4月26日、審査請求人は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第4条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求（以下「本件公開請求」という。）した。

2 対象公文書の特定

実施機関は、本件公開請求の対象公文書として、産業廃棄物処理施設の設置を計画している特定の事業者（以下「事業者A」という。）が、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成元年兵庫県条例第9号。以下「紛争予防条例」という。）の手續に際し、平成30年4月25日に西播磨県民局に提出した事業計画事前協議書（以下「本件対象公文書」という。）を特定した。

3 実施機関の決定

平成30年6月21日、実施機関は、本件公開請求に対し、公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に公文書非公開決定通知書を送付した。

連合自治会などが、建設反対の請願を、町、町議会及び県に提出するなど、産業廃棄物処分場の設置の反対運動が行われている。

平成30年4月25日、事業者Aは、西播磨県民局に対して、本件対象公文書を提出した。事業者Aの説明によれば、処分場の広さは約19ヘクタール、容量302万立方メートル、最終処分場の種類は「管理型」であるとのことであった。

審査請求人は、本件対象公文書には、産業廃棄物最終処分場の設置に伴う種々の情報が記載されていると考え、本件公開請求を行った。

しかしながら、本件公開請求に対しては、条例第6条第5号に該当するものとして、本件処分が行われた。

(2) 本件処分の違法性及び不当性

ア 条例第6条第5号

同条同号は、「県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」については、公文書の非公開を行うことができるとしている。

すなわち、同条同号は、

- ① 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって
 - ② ①の情報が、公にすることにより、a 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、b 不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ、c 特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの、のいずれかに該当すること、
- を要件とする。

イ 本件処分は、条例第6条第5号該当性を満たさず、違法な処分であること
本件処分についてみると、本件対象公文書は、産業廃棄物最終処分場の計画を行う事業者Aが、監督処分庁に対して、事前の協議を行うものであり、行政の内部文書ではない。

また、本件対象公文書は、産業廃棄物最終処分場の設置にあたって、事業者Aと監督処分庁との間で協議を行うことを目的として作成されたものであり、行政内部にて審議、検討又は協議を行うための情報ではない。

したがって、本件処分は、上記ア①の要件を満たさないものである。

仮に、本件対象公文書が、上記ア①の要件を満たすとしても、以下に述べるとおり、上記ア②の要件を満たしていない。

確かに、本件対象公文書は、事業者Aが監督処分庁に産業廃棄物最終処分場の設置に関する協議を行う目的で作成された文書であるが、事前協議そのものは法的根拠を有するものではない。

しかしながら、産業廃棄物最終処分場の設置に関する事柄は、広く、最終処分場の設置地域の市民や処分場の設置に関する利害関係人に周知・説明がなされた上で、最終的に処分場設置の可否を、知事が判断するものである。

これは、兵庫県が紛争予防条例を定め、同条例上、処分場設置計画に関する説明会を住民に向けて行うことや（第10条第1項）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）上も申請書等の縦覧（第15条第4項）、市町村長の意見の聴取（第15条第5項）、利害関係人の意見書の提出（第15条第6項）などの手続が確保されていることから、産業廃棄物最終処分場の設置にあたっては、利害関係人などに対して、処分場の設置に関する情報を知る機会と率直な意見を言う機会を法律及び条例が保障していることから明らかである。

すなわち、本件対象公文書は、事業者Aが行政との処分場の設置に関する協議を行う目的で作成されたものであるが、事業者Aと行政との間におけるその後の協議（ひいては条例に基づく計画書の申請や廃掃法に基づく申請）に重大な影響を与えるものであり、広く利害関係人に対して、知る機会と意見を言う機会を保障すべく、当然に公開されるべき資料であるといわなければならない。

他方、本件対象公文書が公開されたとしても、事業者Aと行政との間の意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれることはおよそ想定できないものであるし、本件対象公文書の公開により県民の間に混乱が生じるなどというおそれも想定できない。ましてや、特定の者に利益又は不利益が生

じることなどあるはずもない。

以上から、本件処分は、上記ア②の要件をおよそ満たすものではない。

(3) 結論

以上のとおり、本件処分が条例第6条第5号の要件を満たさない以上、本件処分は違法であり、請求の趣旨記載の裁決がなされなければならない。

3 平成31年1月22日付け弁明書及び同年3月8日付け弁明書に対する意見

(1) 非公開理由の追加について

実施機関における弁明書において、本件対象公文書の非公開決定について、当初は条例第6条第5号の非公開情報に該当することの他に、他の条項により非公開とすべき情報が含まれていることから、本件対象公文書の一部を非公開とする理由があると主張している。

しかし、実施機関におけるかかる主張は、まさに処分理由を変遷させていることに他ならない。

実施機関は、条例第6条の各号の該当性をつらつら挙げているが、各号は、非公開理由としては、別個独立したものであり、それぞれが非公開の理由として精査されなければならない事柄である。

このように別個独立の非公開理由を、本件審査請求手続内で認めることは、いわば非公開理由の「後付け」を容認するものであり、許されないというべきである。

(2) 追加された非公開理由について

仮に、非公開理由の追加主張が認められたとしても、以下に述べるとおり、本件対象公文書の一律非公開とする本件処分は違法である。

ア 条例第6条第1号の該当性について

実施機関は、本件対象公文書の事前協議書面（様式第1号及び別紙で構成される書面。以下同じ。）及び添付書類（事前協議書面に添付された関係書

類及び図面。以下同じ。)には、個人に関する情報が記載されており、かかる情報は、条例第6条第1号に該当すると主張する。

審査請求人においても、本件対象公文書の性質上、かかる情報が記載されていることは承知しており、実施機関が弁明書で主張する内容自体は争わない。

しかし、条例第6条第1号の該当情報については、他の情報と明確に区別することが可能であり、部分公開(条例第7条)が極めて容易である。

したがって、条例第6条第1号該当性をもって、本件対象公文書を全面非公開とする理由とはならない。

イ 条例第6条第2号の該当性について

同号において、非公開とされる情報は、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」である。

しかるに、弁明書においては、事業者の名称や所在地などだけでなく、事業計画に関連するものはすべて同号に該当するものとして判断しており、不当である。

例えば、事前協議書面については、「放流水の概要のうち排水処理能力及び排水処理後の水質」について、実施機関は、「当該情報は排水処理施設の処理能力の決定を行う上で企業の活動に必要な技術や経験を活かした法人の経営上の秘密に関する情報であり、公にすることによって法人の公正な競争上の利益が損なわれると認められる」と主張する。本件対象公文書のかかる記載が企業活動に必要な技術や経験を活かしたものであることは理解できるが、何故、それが、公正な競争上の利益が損なわれるとする理由にあたるのか不明である。

ウ 添付書類について

(ア) 個人に関する情報

弁明書では、分析結果表は、環境測量士の氏名が記載されており、1号該当性が認められると主張する。

しかし、同氏名の部分を区分して非公開とすることは非常に容易であり、部分公開が可能である。したがって、全面非公開とする理由とはならない。

(イ) 法人等に関する情報

a 取引先に関する情報

弁明書では、添付書類のうち、分析結果表には、分析会社等の情報が記載されており、これらは、法人の取引上の秘密であり、非公開情報であると主張する。

しかし、同情報の部分を区分して非公開とすることは非常に容易であり、部分公開が可能である。したがって、全面非公開とする理由とはならない。

b また、遮水シート材料試験結果一式、遮水シート施工計画書一式及び遮水シート耐用年数一式についても、同号該当性があると主張するが、法人の取引先や商品名を非公開とすれば、公正な競争上の利益が損なわれるとはいえず、かつ、他の情報と明確に区分することが可能であり、部分公開が極めて容易である。実施機関は、遮水シートの数値又は当該法人の様式が公開されることにより、当該法人名が判明するため、当該添付資料全体を非公開とする必要があると述べるが、「遮水シートの数値」や「当該法人の様式」から当該法人を特定することは、当該法人がかかる情報を公開していない限り、かかる情報のみをもって当該法人が明らかになるとはいえない。

c さらに添付書類のうち、(a)「最終処分場の形状及び放流経路に関する情報」、(b)「土地所有者に関する情報」、(c)「最終処分場の設計計算書の情報」、(d)「設置施設の情報」、(e)「事業者が独自に添付した書類」については、すべて条例第6条第2号に該当するものとして、非公

開情報であると主張する。

この点、(a)については、確かに、最終処分場の計画地の形状及び放流経路などが分かる図面が各資料に記載されており、事業者の保有する技術、知識及び経験を活かして作成した情報であるといえる。

しかし、かかる情報は、最終処分場の設置にあたる法人としての知識に基づくものであったとしても、「法人の経営上の秘密に関する情報」とまでいうものではなく、ましてや、「公にすることにより、法人の公正な競争上の利益が損なわれる」ものであるとは言えない。同情報は、そもそも、最終処分場が関係各法令に抵触せず、かつ、環境被害など生じないことを説明するための資料であり、法人の公正な競争上の利益という視点から公開・非公開を考慮すべき資料ではない。審査請求人としては、かかる情報が何故、法人の公正な競争上の利益が損なわれるというのか理解に苦しむ。

したがって、同資料については、全面公開をすべきである。

(b)の情報については、土地の所有者の情報であり、同情報のうち、所有者名や住所などは、法人の内部管理情報であることは、審査請求人としても認めるところである。

しかし、隣接土地所有者の地番については、同資料の公開を待たずとも、法務局において保管されている地図に準ずる書面等にて容易に調査が可能であり、地目、地積についても、登記簿を閲覧すれば調査が可能である。したがって、土地所有者の氏名及び住所以外の情報は、一般市民であれば容易に入所可能な情報であり、これを公開することによって、公正な競争上の利益が損なわれるとはいえない。

よって、条例第6条第2号には該当しない。

(c)について、この添付書類には、土地の形状や利用状況、周辺の放流経路の状況等から適切な施設設計を行った計算書が添付されており、

それは、法人の経営上の秘密に関する情報であると述べる。

審査請求人としても、かかる情報が法人の保有する設計上のノウハウ、技術、知識及び経験を活かして作成したものであることは認める。しかしながら、これらは、法人の内部資料ではなく、むしろ、事業を行うにあたって積極的に公開をしていき、事業に関する理解を広めていくべき資料であり、「法人の経営上の秘密」と評価すべきものではない。実施機関の論法でいけば、法人の事業上の知識・経験・ノウハウに関するものは全て経営上の秘密にあたるものと言うに等しく、到底受け入れがたい。

(d)の添付書類は、最終処分場を設置しようとする場所に応じて法人が保有する技術や知識、経験等を用いて、土地の形状や利用状況、周辺の放流経路の状況等から適切な施設設計を行った結果を反映した図面又は設計計算根拠図面であり、「法人の経営上の秘密」に関する情報と述べる。

しかし、これも、(c)において述べたのと同様、かかる情報が法人の保有する設計上のノウハウ、技術、知識及び経験を活かして作成したものであることは認める。しかしながら、これらは、法人の内部資料ではなく、むしろ、事業を行うにあたって積極的に公開をしていき、事業に関する理解を広めていくべき資料である。

(e)の資料は、事業者Aが独自に添付した書類であり、このうち、地元等との協議を行っている内容に関するもの（目次の項目のうち同意書の発行方及び同意書）については、審査請求人としても、第三者の情報が含まれていることなどから、非公開として扱われてもやむを得ないものとする。

しかし、「維持管理内容に関する書類一式」については、上記(c)及び(d)において述べているものと同様、法人の経営上の秘密として非公

開とすべき情報ではなく、むしろ、事業に関する理解を広めていくべき資料である。よって、全面非公開は許されないというべきである。

エ 事務又は事業に関する情報

実施機関は、境界確定側面図及び境界確定に関する資料並びに事業者Aが独自に添付した書類について、条例第6条第6号に該当するとして、非公開情報であると主張する。

しかし、同号において非公開とされる情報は、「警察官等の従事する事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」であるところ、同号のAないしオのいずれに該当するのか不明である。境界に関する資料であることから、「イ」に関連する情報であると推測するが、本件は、最終処分場の設置に関する書類の公開を求めるものであり、かかる手続の中で、境界に関する情報は、「契約、交渉又は争訟に係る事務」ではない。

したがって、同情報は、条例第6条第6号の該当性はないというべきである。

(3) まとめ

以上のとおり、本件対象公文書において、大部分が公開可能情報である。実施機関は、平成31年3月8日付け弁明書にて、一部公開情報がある旨述べているが、それにとどまらず、上記のとおり公開がなされるべきと述べる部分についても、公開すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている非公開理由は、次のとおり要約される。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、事前協議書面及び添付書類から構成されている。事前協議

書面には、事業者の住所、氏名、施設の種類、処理する産業廃棄物の種類、設置場所、処理能力、処理方式等が記載されている。添付書類は、位置図、周囲見取図、埋立地の構造図及びその他の書類から構成されている。

2 全部非公開とする理由（平成30年11月30日付け弁明書）について

(1) 条例第6条第5号の該当性について

本件対象公文書は、今後、実施機関の内部で他法令の手續や規制の解除の必要性等を判断するための協議に用いるほか、紛争予防条例手續の適用を受ける場合、県は施設の設置場所の区域を管轄する市町長に本件対象公文書を送付し、事業計画の周知を図るべき住民の範囲等について意見を求め、その住民の範囲等を検討するために用いるものである。つまり、本件対象公文書は、実施機関の内部、市町等との相互間における協議資料としての性格を有し、何度も計画変更や資料の修正があることを前提として作成されるものであり、実施機関の内部、市町等との相互間における協議を繰り返しながら意思形成を図ろうとするのであって、事前協議手續途上の本件対象公文書は意思形成過程にある未成熟な情報である。

このような未成熟な意思形成過程にある情報を公開することにより、県民に無用の誤解を与え不当に県民の間に混乱を生じさせ、関係住民及び利害関係者が適切な意見書を提出できないおそれがあるため、条例第6条第5号に該当する。

なお、公開しない理由が消滅する期日等は、紛争予防条例に係る事前協議手續が終了した時点である。

(2) 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件処分は適法かつ妥当なものである。

3 非公開理由の追加（平成31年1月22日付け弁明書及び同年3月8日付け弁明

書) について

本件対象公文書が条例第6条第5号の非公開情報に該当しないとされた場合においても、同条第1号、第2号又は第6号の非公開情報に該当し、非公開とすべき部分及びその理由は次のとおりである。

(1) 事前協議書面の一部を非公開とする理由等

ア 条例第6条第1号の非公開情報

事前協議書面には最終処分場の処理責任者、処理施設の管理者及び技術管理者の氏名が記載されている。

当該情報は、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであり、条例第6条第1号に該当する。

イ 条例第6条第2号の非公開情報

(ア) 法人の代表者印影

当該情報は、法人の内部管理に属する情報であって、公にすることにより法人の公正な事業運営が損なわれると認められるものであり、条例第6条第2号に該当する。

(イ) 事業を計画する地域に係る自治会の意向状況及び水利権の状況、最終処分場の設置(予定)場所の他者所有地の所在地並びに最終処分場で処分する産業廃棄物の取扱予定量

当該情報は、事業者が事業計画地を模索している段階で記載した法人の経営上の秘密に関する情報であって、公にすることにより法人の公正な競争上の利益が損なわれると認められるものであり、条例第6条第2号に該当する。

(ウ) 最終処分場に産業廃棄物を排出する予定の事業者及び最終処分場の設計者

当該情報は、事業者Aの取引先を示す経営上又は取引上の秘密に関する情報であって、公にすることにより法人の公正な競争上の利益が損なわれ

ると認められるため、条例第6条第2号に該当する。

(エ) 放流水の概要のうち排水処理能力及び排水処理後の水質

当該情報は、排水処理施設の処理能力の決定を行う上で企業の活動に必要な技術や経験を活かした法人の経営上の秘密に関する情報であり、公にすることによって法人の公正な競争上の利益が損なわれると認められるため、条例第6条第2号に該当する。

ウ 条例第6条第6号の非公開情報

上記イ(イ)、(ウ)及び(エ)の情報は、何度も計画変更や資料の修正があることを前提とし、事前協議書面を提出する段階では公にされることを前提としていない不確定な情報である。これらの情報が公にされることになれば、今後、事前協議書面に、これらの情報を具体的に記載しなくなることにより、事前協議における指導に当たっての情報確認に係る事務が煩雑なものとなり、事務若しくは事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第6条第6号に該当する。

(2) 添付書類の一部を非公開とする理由等

ア 条例第6条第1号の非公開情報

添付書類のうち分析結果表には環境測量士の氏名が記載されている。

当該情報は、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであり、条例第6条第1号に該当する。

イ 条例第6条第2号の非公開情報

(ア) 取引先に関する情報

a 添付書類のうち、分析結果表には、分析会社の名称、登録番号、所在地及び連絡先、分析結果表の発行番号及び提出先並びに試料の名称（産業廃棄物以外の名称が記載されている部分に限る。）及び採取場所が記載されている。

当該情報は、事業者A及び取引先の取引上の秘密に関する情報であつ

て、公にすることにより法人の公正な競争上の利益が損なわれると認められるため、条例第6条第2号に該当する。

- b 添付書類のうち、遮水シート材料試験結果報告書、当該報告書に添付された参考図書において事業者の引用状況が判別できる箇所、遮水シート施工計画書一式及び遮水シート耐用年数一式は、遮水シートの性能に係る試験項目及び数値、遮水シートの施工要領、遮水シートの耐用年数の計算数値等の情報について遮水シート事業者の一定の様式によって記載されているものである。

当該情報は、事業者Aが選定を進めている取引先名や商品名、取引先が作成した資料等の取引上の秘密に関する情報であって、公にすることにより法人の公正な競争上の利益が損なわれると認められるため、条例第6条第2号に該当する。また、遮水シートの法人名を非公開としても、遮水シートの数値又は当該法人の様式が公開されることにより、当該法人名が判明するため、当該添付書類全体を非公開とする必要がある。

- c 添付書類のうち、次の(イ)及び(オ)に示した図面には、当該図面の作成に係る事業者の情報が記載されている部分がある。当該情報は、事業者Aが選定を進めている取引先名や商品名、取引先が作成した資料等の取引上の秘密に関する情報であって、公にすることにより法人の公正な競争上の利益が損なわれると認められるため、条例第6条第2号に該当する。

(イ) 最終処分場の形状及び放流経路に関する情報

添付書類には、位置図及び事業区域求積図、公図合成図及び公図の写しのうち事業区域が示されたもの、付近見取図及び現況写真、現況平面図、造成計画平面図、付帯施設平面図及び造成計画の切盛平面図、埋立完了計画図、埋立地求積図、浸出水集排水施設配置図及び地下水集排水施設配置図及び浸出水集排水区域面積図、雨水排水計画平面図、排水計画平面図、

調整池流域区分図・区分面積図及び調整池全体流域区分図、遮水シート敷設範囲図、浸出水集水区域図、排水経路図、ガス抜き設備配置図、観測井配置・構造図並びに搬入出時ルート図及び事業区域内搬入路の配置計画図・搬入路交差点計画図が添付されている。

これらの図面には、最終処分場の計画地の形状及び放流経路が記載されている。最終処分場の計画地の形状及び放流経路は、最終処分場の設置場所に応じた土地の形状や利用状況、周辺の放流経路の状況等から法人が設計計算等を実施して決定するものであり、法人の保有する技術、知識及び経験を活かして作成した法人の経営上の秘密に関する情報であり、公にすることにより法人の公正な競争上の利益が損なわれる。また、最終処分場の計画地の形状及び放流経路は、現段階では計画変更があることを前提とした不確定な計画地の位置及び形状を示した法人の内部管理情報であり、公にすることにより法人の公正な事業運営が損なわれる。

よって、最終処分場の計画地の形状及び放流経路は条例第6条第2号に該当するものであり、最終処分場の計画地の形状及び放流経路は、図面の一部を公開することによっても、その形状及び経路を推測することが可能となることから、図面全体を非公開とする必要がある。

(ウ) 土地所有者に関する情報

添付書類には、事業区域土地所有者一覧表及び事業区域土地登記簿謄本並びに隣接地土地所有者一覧表及び隣接地土地登記簿謄本が添付されている。

これらの添付書類には、最終処分場の計画地の自己所有地以外の土地所有者、隣接地土地所有者の地番、地目、地積、所有者及び住所が記載されており、最終処分場設置計画が不確定である時点においては土地の使用権原を確保するための法人の取引上の秘密に関する情報及び内部管理情報に当たるものであって、公にすることにより法人の公正な競争上の利益が損

なわれると認められるものであり、条例第6条第2号に該当する。

(エ) 最終処分場の設計計算書の情報

添付書類には、埋立容量計算書、浸出水集排水施設設計計算書、雨水排水計画設計計算書及び調整池容量計算書並びに浸出水量計算書一式、放流先河川における希釈倍率及び浸出水処理施設容量計算書が添付されている。

これらの計算書は、最終処分場を設置しようとする場所に応じて事業者が保有する技術や知識及び経験等を用いて、土地の形状や利用状況、周辺の放流経路の状況等から適切な施設設計を行ったものである。

これは、法人が保有する設計上のノウハウ、技術、知識及び経験を活かして作成した法人の経営上の秘密に関する情報であり、公にすることにより法人の公正な競争上の利益が損なわれると認められるものであり、条例第6条第2号に該当する。

(オ) 設置施設の情報

添付書類には、管理事務所棟前面施設設計図、造成計画の切盛平面図・標準断面図・縦断面図及び造成計画横断面図、埋立地求積図及び埋立一般定規図、土留・擁壁工計画図及び堰堤施設計画平面図・断面図、浸出水集排水施設配置図、地下水集排水施設配置図及び浸出水・地下水集排水施設構造図、雨水排水計画平面図、雨水排水計画断面図、排水計画平面図及び調整池一般図・計画図、遮水シート敷設範囲図・構造図、浸出水処理施設平面図、浸出水処理施設立面図、浸出水処理施設ブロックフローシート及びマテリアルバランス、浸出水調整槽平面図及び浸出水調整槽断面図、ガス抜き設備配置図及びガス抜き設備構造図、観測井配置・構造図並びに事業区域内搬入路の搬入路交差点縦断面図、事業区域内搬入路の横断面図及び道路標準断面図が添付されている。

これらの図面は、最終処分場を設置しようとする場所に応じて法人が保

有する技術や知識及び経験等を用いて、土地の形状や利用状況、周辺の放流経路の状況等から適切な施設設計を行った結果を反映した図面又は設計計算根拠図面であり、法人が保有するノウハウ、図面作成や設計計算に関する技術、知識及び経験を活かして作成した法人の経営上の秘密に関する情報であり、公にすることにより法人の公正な競争上の利益が損なわれると認められるものであり、条例第6条第2号に該当する。

(カ) 事業者Aが独自に添付した書類

a 維持管理内容に関する書類一式

当該書類には最終処分場の維持管理の方針や維持管理の内容が示されており、法人が保有する技術や経験を活かして作成した法人の経営上の秘密に関する情報であり、公にすることにより法人の公正な競争上の利益が損なわれる。また、施設の運営方針を示した内部管理情報であって、公にすることにより公正な事業運営が損なわれる。よって、条例第6条第2号に該当する。

b 目次の項目のうち同意書の発行者方及び同意書

当該書類には、事業者Aが最終処分場の設置にあたり独自に地元等と協議を行っている内容が示されており、事業者Aが事業計画地を模索している段階にあつては法人の経営上の秘密に関する情報と認められ、公にすることにより法人の公正な競争上の利益が損なわれるものであり、条例第6条第2号に該当する。

ウ 条例第6条第6号の非公開情報

(ア) 境界確定測量図及び境界確定に関する資料並びに上記イ(カ)の事業者Aが独自に添付した書類

当該書類は、事前協議書面のひな形にも添付することを求めている、事業者Aが本件対象公文書を提出するにあたり独自に添付した情報であつて、境界確定測量図及び境界確定に関する資料及び上記イ(カ) a の書類

は今後の全ての手続において何ら内容の審査を行わない書類であり、上記イ(カ) bの書類は今後廃掃法第15条第1項に基づく手続を行う段階で参考とする内容が含まれているが、本件対象公文書の提出段階では何ら内容の審査を行わない書類である。

事業者Aは、本件対象公文書の提出後に何度も計画変更や資料の修正があることや実施機関による行政指導等が行われることを前提とし当該情報を添付しているのものであって、公にすることにより、事前協議における指導に係る事務に関し、事務若しくは事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるものであり、条例第6条第6号に該当する。

(イ) (ア)以外の添付書類（位置図及び事業区域求積図を除く。）

当該書類は、実施機関が最終処分場設置を計画している者に対して指導する事前協議手続に際し、行政指導に基づき事業者が提出した情報である。

加えて、事前協議手続において実施機関の内部で他法令の手続や規制の解除の必要性等を判断した際、行政指導に基づき何度も計画変更や資料の修正があることを前提とし、事前協議書面を提出段階では公にされることを前提としていない不確定な情報である。これらの提出書類が公にされることになれば、今後、事前協議書面に、これらの書類を詳細に整えて添付しなくなることにより、事前協議における指導に当たっての情報確認に係る事務が煩雑なものとなり、事務若しくは事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第6条第6号に該当する。

(3) 結論

以上のとおり、本件対象公文書が条例第6条第5号の非公開情報に該当しないとされた場合においてもなお、他の条項により非公開とすべき情報が含まれており、本件対象公文書の一部を非公開とする理由がある。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明及び審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、産業廃棄物処理施設の設置を計画している事業者Aが、紛争予防条例の手續に際し、事前に実施機関に提出したものである。

実施機関は、本件対象公文書が条例第6条第5号に該当するとして非公開とする本件処分を行ったところ、審査請求人は本件処分の取消しを求めている。

これに対し、実施機関は本件処分を妥当としつつ、仮に本件対象公文書の全部が条例第6条第5号の非公開情報に該当しないとされた場合においても、条例第6条第1号、第2号又は第6号に該当し非公開とすべき情報が含まれており、本件対象公文書の一部を非公開とする理由があると主張していることから、本件対象公文書を見分した結果を踏まえ、以下検討する。

2 全部非公開の妥当性について

実施機関は、条例第6条第5号の非公開情報に該当し、本件対象公文書の全部を非公開としている。

条例第6条第5号の趣旨は、県の機関等の内部又は相互間における自由な意見交換や公正な意思決定が妨げられることなく、適正な意思形成を確保するために定めたものである。

本件対象公文書は、事業者Aが産業廃棄物処理施設の設置を計画するに当たり、紛争予防条例の手續に際し、事前に実施機関へ提出されたものであり、実施機関の指導を受けながら、何度も資料の修正等があることを前提としている。

実施機関は、事業者Aに対する指導の過程で、県の機関等の内部又は相互間において、各種法令の規制に抵触しないかなどを確認の上、事業者Aに対して事業計画の内容に必要な修正を求めている。

この指導は、事業者Aに対するもので、県の機関等の内部又は相互間における意思形成を図るためのものではないことから、条例第6条第5号には該当せず、

本件対象公文書を全部非公開とすることが妥当である旨の実施機関の説明は認められない。

3 条例第6条第1号、第2号又は第6号の非公開情報該当性について

(1) 本件公開請求後の状況

実施機関から説明を聴取した令和元年10月4日現在の状況は、次のとおりである。

ア 本件公開請求後において、複数回にわたり事前協議書の資料修正等が行われ、令和元年10月4日現在、事前協議書の内容はほぼ固まっており、直近の事前協議書については、関係者に情報提供する予定である。

イ 直近の事前協議書の内容については、事業者Aが近隣住民等に説明していることから、近隣住民等の関係者が知りうる情報となっている。なお、最終処分場の設置（予定）場所の他者所有地の一部については、直近の事前協議書では、産業廃棄物処理施設の計画区域からは外れ、隣接区域となっている。

ウ 本件対象公文書と直近の事前協議書の内容を比較すると、事業者Aとの協議の中で行った字句及び数値の修正、資料の差し替え等を除き、内容に大きな違いはない。

(2) 事前協議書面の非公開情報該当性

ア 条例第6条第1号

事前協議書面に記載された最終処分場の処理責任者、処理施設の管理者及び技術管理者の氏名の情報は、特定の個人を識別することができるものうち、通常他人に知られたくないと認められるものであり、条例第6条第1号に該当する。

イ 条例第6条第2号

(ア) 法人の代表者印の印影

当該情報は、法人の内部管理に属する情報であって、公にすることにより法人の公正な事業運営が損なわれると認められるものであり、条例第6条第2号に該当する。

(イ) 事業を計画する地域に係る自治会の意向状況及び水利権の状況、最終処分場の設置(予定)場所の他者所有地の所在地、最終処分場で処分する産業廃棄物の取扱予定量並びに放流水の概要のうち排水処理能力

当該情報は、事業者Aの経営に関する情報であるが、上記(1)本件公開請求後の状況を踏まえると、法人の経営上の秘密とはいえ、公にすることにより法人の公正な競争上の利益が損なわれるとは認められないため、条例第6条第2号に該当しない。

(ウ) 排出予定事業者の住所、氏名及び施設名並びに設計者の会社名及び電話番号

当該情報は、事業者Aの取引先を示す経営上又は取引上の秘密に関する情報であって、公にすることにより法人の公正な競争上の利益が損なわれると認められるため、条例第6条第2号に該当する。

(エ) 放流水の概要のうち排水処理後の水質

当該情報は、処理後の水質に関する一般的な記載内容であって、法人の経営上の秘密とはいえ、公にすることにより法人の公正な競争上の利益が損なわれるとは認められないため、条例第6条第2号に該当しない。

ウ 条例第6条第6号

上記イ(イ)、(ウ)及び(エ)の情報について、実施機関は、「何度も計画変更や資料の修正があることを前提とし、事前協議書面を提出する段階では公にされることを前提としていない不確定な情報である。これらの情報が公にされることになれば、今後、事前協議書面に、これらの情報を具体的に記載しなくなるにより、事前協議における指導に当たっての情報確認に係る事務が煩雑なものとなり、事務若しくは事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第6条第6号に該当する」と説明する。

しかしながら、上記(1)本件公開請求後の状況を踏まえると、今後、事前

協議書面にこれらの情報を具体的に記載しなくなるにより、事前協議における指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすような具体的なおそれがあるとは認められないため、条例第6条第6号に該当しない。

エ したがって、本件対象公文書のうち事前協議書面については、別紙のとおり、次に掲げる部分は、条例第6条第1号又は第2号に該当し、非公開が妥当であるが、その余の部分は、条例第6条第1号、第2号及び第6号に該当せず、公開すべきである。

(ア) 事前協議書面様式第1号の法人の代表者印の印影

(イ) 事前協議書面別紙の「2 最終（埋立）処分場の種類及び処分する産業廃棄物の種類等」中、(4) 排出予定事業者の住所、氏名及び施設名

(ウ) 事前協議書面別紙の「5 最終（埋立）処分場の構造及び設備の概要」中、(12) 設計者の会社名及び電話番号及び(15) 維持管理の概要 従業員の配置体制のうち処理責任者、処理施設の管理者及び技術管理者の氏名

(3) 添付書類の非公開情報該当性（かっこ書きの番号は、別表の添付書類の番号を示す。）

ア 条例第6条第1号

(ア) 処分する廃棄物の分析結果表（添付16）に記載されている環境計量士の氏名は、計量士が経済産業大臣に登録され、計量法施行令（平成5年政令第329号）第38条の規定により、計量士登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求ができることとされていることから、通常他人に知られたいと認められないため、条例第6条第1号に該当しない。

(イ) 同分析結果表に記載されている採取者の氏名及び境界確定に関する資料（添付2-4）に記載されている土地所有者個人の印影は、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたいと認められるものであり、条例第6条第1号に該当する。

イ 条例第6条第2号

(ア) 取引先及び法人内部に関する情報

- a 同分析結果表には、分析会社（分析依頼先を含む。）の名称、登録番号、所在地及び連絡先、分析結果表の発行番号及び提出先、試料の名称（産業廃棄物以外の名称が記載されている部分に限る。）及び採取場所、業務案件名並びに工事名が記載されている。

分析会社（分析依頼先を含む。）は事業者Aの直接の取引先ではないことから、当該情報のうち、分析会社（分析依頼先を含む。）の名称、登録番号、所在地及び連絡先、分析結果表の発行番号は、事業者の取引上の秘密とはいえ、条例第6条第2号に該当しない。

一方、当該情報のうち分析結果表の提出先、試料の名称（産業廃棄物以外の名称が記載されている部分に限る。）及び採取場所、業務案件名並びに工事名は、事業者の取引上の秘密に関する情報であって、公にすることにより法人の公正な競争上の利益が損なわれると認められるため、条例第6条第2号に該当する。

- b 添付書類のうち遮水シート材料試験結果（添付11-2）、遮水シート施工計画書一式（添付11-3）及び遮水シート耐用年数一式（添付11-4）には、遮水シートの性能に係る試験項目及び数値、遮水シートの施工要領、遮水シートの耐用年数の計算数値等の情報が、遮水シート事業者の一定の様式によって記載されている。

当該情報のうち次の(a)及び(b)に掲げる情報については、法人の取引上の秘密に関する情報又は内部管理に属する情報であって、公にすることにより法人の公正な競争上の利益又は公正な事業運営が損なわれると認められるため、条例第6条第2号に該当する。

しかし、その他の情報は同号に該当せず、また、遮水シートの数値又は当該法人の様式が公開されたとしても、当該法人名等が判明するとはいえないため、部分公開が可能である。

- (a) 遮水シート材料試験結果（添付 11-2）に記載された依頼者名、試料名及び法人の代表者印の印影
- (b) 遮水シート施工計画書一式（添付 11-3）及び遮水シート耐用年数一式（添付 11-4）に記載された法人名（ロゴマークを含む。）及び製品名
- c 添付書類のうち境界確定に関する資料（添付 2-4）には、法人の代表者印の印影が記載されている部分がある。当該情報は、法人の内部管理に属する情報であって、公にすることにより法人の公正な事業運営が損なわれると認められるため、条例第6条第2号に該当する。
- d 添付書類のうち次の(i)及び(ウ)に示した図面には、当該図面の作成に関係する事業者の情報（以下「作成事業者名」という。）が記載されている部分がある。当該情報は、法人の取引上の秘密に関する情報であって、公にすることにより法人の公正な競争上の利益が損なわれると認められるため、条例第6条第2号に該当する。
 - (i) 最終処分場の形状及び放流経路に関する情報
添付書類のうち上記第4の3(2)イ(i)の図面には、最終処分場の計画地の形状及び放流経路が記載されている。
当該情報は、法人の経営又は内部管理に属する情報であるが、上記(1)本件公開請求後の状況を踏まえると、図面を公開しても、法人が保有するノウハウ等が明らかになるとまではいえない。したがって、公にすることにより法人の公正な競争上の利益が損なわれると認められないため、条例第6条第2号に該当しない。
 - (ウ) 土地所有者に関する情報
添付書類のうち上記第4の3(2)イ(ウ)の書類には、最終処分場の計画地の自己所有地以外の土地所有者、隣接土地所有者の地番、地目、地積、所有者及び住所が記載されている。
当該情報は、法人の取引又は内部管理に属する情報であるが、上記(1)

本件公開請求後の状況を踏まえると、公にすることにより法人の公正な競争上の利益が損なわれると認められないため、条例第6条第2号に該当しない。

(エ) 最終処分場の設計計算書の情報

添付書類のうち上記第4の3(2)イ(エ)の計算書は、法人が保有する技術や知識及び経験等を用いて、土地の形状や利用状況、周辺の放流経路の状況等から施設設計を行ったものである。

当該情報は、法人の経営に関する情報であるが、上記(1)本件公開請求後の状況を踏まえると、公にすることにより法人の公正な競争上の利益が損なわれると認められないため、条例第6条第2号に該当しない。

(オ) 設置施設の情報

添付書類のうち上記第4の3(2)イ(オ)の図面は、事業者が保有する技術や知識及び経験等を用いて、土地の形状や利用状況、周辺の放流経路の状況等から施設設計を行った結果を反映した図面又は設計計算根拠図面である。

当該情報は、法人の経営に関する情報であるが、上記(1)本件公開請求後の状況を踏まえると、公にすることにより法人の公正な競争上の利益が損なわれると認められないため、条例第6条第2号に該当しない。

(カ) 事業者Aが独自に添付した書類

a 維持管理内容に関する書類（添付17）

当該書類に示されている維持管理内容等は、一般的なものであり、公にすることにより法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないものであり、条例第6条第2号に該当しない。

b 目次の項目のうち同意書の発行者方及び同意書（添付20-1及び20-2）

同意書の発行者方の情報は、実施機関によると、関係者が知り得る情報であることを踏まえると、公にすることにより法人の正当な利益を害

するおそれがあるとは認められないものであり、条例第6条第2号に該当しない。

また、同意書のうち、次の(a)に掲げる情報については、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであり、条例第6条第1号に該当し、(b)に掲げる情報については、取引上の秘密に関する情報であって、公にすることにより法人の公正な競争上の利益が損なわれると認められるため、条例第6条第2号に該当する。

しかし、その余の部分は、同意しているという事実関係を示す内容であることから、公にすることにより法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないものであり、条例第6条第2号に該当しない。

(a) 自治会長の住所及び印影

(b) 事業者A以外の法人に関する記載

ウ 条例第6条第6号

(ア) 境界確定測量図（添付2-3）及び境界確定に関する資料（添付2-4）並びに上記イ(カ)の事業者が独自に添付した書類

当該書類について、実施機関は、「事業者Aが本件協議書を提出するにあたり独自に添付した情報」であり、「今後の全ての手続において何ら内容の審査を行わない書類」又は「今後廃掃法第15条第1項に基づく手続を行う段階で参考とする内容が含まれているが本件対象公文書の提出段階では何ら内容の審査を行わない書類」であって、「事業者Aは、本件対象公文書の提出後に何度も計画変更や資料の修正があることや実施機関による行政指導等が行われることを前提とし当該情報を添付しているのであって、公にすることにより、事前協議における指導に係る事務に関し、事務若しくは事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と認められるものであり、条例第6条第6号に該当する。」

と説明する。

しかしながら、上記(1)本件公開請求後の状況を踏まえると、今後、事前協議における指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすような具体的なおそれがあるとは認められないため、条例第6条第6号に該当しない。

(イ) (ア)以外の添付書類（位置図及び事業区域求積図を除く。）

当該書類について、実施機関は、「実施機関が最終処分場設置を計画している者に対して指導する事前協議手続に際し、行政指導に基づき事業者Aが提出した情報」であり、「行政指導に基づき何度も計画変更や資料の修正があることを前提とし、事前協議書面を提出段階では公にされることを前提としていない不確定な情報」であるから、「公にされることになれば、今後、事前協議書面に、これらの書類を詳細に整えて添付しなくなるにより、事前協議における指導に当たっての情報確認に係る事務が煩雑なものとなり、事務若しくは事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第6条第6号に該当する。」と説明する。

しかしながら、上記(1)本件公開請求後の状況を踏まえると、今後、事前協議書面にこれらの書類を詳細に整えて添付しなくなるにより、事前協議における指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすような具体的なおそれがあるとは認められないため、条例第6条第6号に該当しない。

エ したがって、本件対象公文書のうち添付書類については、別紙のとおり、次に掲げる部分は、条例第6条第1号又は第2号に該当し、非公開が妥当であるが、その余の部分は、条例第6条第1号、第2号及び第6号に該当せず、公開すべきである。

(ア) 作成事業者名（添付1-1、1-2、2-1、2-3、2-4、3-1、3-2、4、5-1、5-2、5-3、5-4、6、7-1、8-1、8-2、9-1、9-2、9-3、9-4、10-1、10-2、10-3、10-4、11-1、12-1、12-2、12-9、12-10、13-1、13-2、14、15-2、15-3、

15-4、15-5)

- (イ) 法人の代表者印の印影及び土地所有者個人の印影（添付 2-4）
- (ウ) 依頼者名、試料名及び法人の代表者印の印影（添付 11-2）
- (エ) 法人名（ロゴマークを含む。）及び製品名（添付書類 11-3 及び 11-4）
- (オ) 採取者の氏名、分析結果表の提出先、試料の名称（産業廃棄物以外の名称が記載されている部分に限る。）及び採取場所、業務案件名並びに工事名（添付 16）
- (カ) 自治会長の住所及び印影並びに事業者 A 以外の法人に関する記載（添付 20-1 及び 20-2）

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件審査請求の手續において、実施機関が非公開理由を追加することは認められない旨主張するが、最高裁判所が、逗子市情報公開条例に基づく非公開決定処分取消訴訟において、非公開理由の追加を認める判断を示している（最判平成 11 年 11 月 19 日民集 53 卷 8 号 1862 頁）こと、及び実施機関が追加した非公開理由は追加弁明書に記載され、審査請求人にはその反論の機会が保障されていることを考慮すれば、非公開理由の追加を認めても不合理とは言えない。

5 結論

以上のことから、「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

別表

1 事前協議書面（様式第1号及び別紙）

項目		非公開とする部分	公開すべき部分
様式第1号		法人の代表者印の印影	左記以外
別紙	1 最終（埋立）処分場の設置の目的又は設置を必要とする理由	—	全て
	2 最終（埋立）処分場の種類及び処分する産業廃棄物の種類等	(4) 排出予定事業者 (住所、氏名、排出施設名)	左記以外
	3 最終（埋立）処分場の設置場所等	—	全て
	4 最終（埋立）処分場の能力	—	全て
	5 最終（埋立）処分場の構造及び設備の概要	(12) 設計者（会社名、電話）	左記以外
		(15) 維持管理の概要 ・従業員の配置体制のうち、処理責任者、処理施設の管理者及び技術管理者の氏名	
	6 生活環境保全のための措置及びその結果期待される効果	—	全て
	7 事業を実施するにつき必要な他の法令の許可等の種類	—	全て
添付書類		—	全て

2 添付書類

添付書類番号	添付書類の名称（目次に記載された表記による。）	非公開とする部分	公開すべき部分
—	目次	—	全て
1-1	位置図	作成事業者名	左記以外
1-2	事業区域求積図	作成事業者名	左記以外
2-1	公図合成図	作成事業者名	左記以外
2-2	公図の写し	—	全て
2-3	境界確定測量図	作成事業者名	左記以外
2-4	境界確定に関する資料	作成事業者名	左記以外
		法人の代表者印の印影	
		土地所有者個人の印影	
3-1	付近見取図	作成事業者名	左記以外
3-2	現況写真	作成事業者名	左記以外
4	現況平面図	作成事業者名	左記以外
5-1	造成計画平面図	作成事業者名	左記以外
5-2	付帯施設平面図	作成事業者名	左記以外
5-3	造成計画の切盛り平面図・標準断面図・縦断面図	作成事業者名	左記以外
5-4	造成計画横断面図(1)～(4)	作成事業者名	左記以外
6	埋立完了計画図	作成事業者名	左記以外
7-1	埋立地求積図	作成事業者名	左記以外
7-2	埋立容量計算書	—	全て
8-1	土留・擁壁工計画図	作成事業者名	左記以外
8-2	堰堤施設計画平面図・断面図	作成事業者名	左記以外
9-1	浸出水集排水施設配置図	作成事業者名	左記以外
9-2	地下水集排水施設配置図	作成事業者名	左記以外

9-3	浸出水・地下水集排水施設構造図	作成事業者名	左記以外
9-4	浸出水集排水施設設計計算書	作成事業者名	左記以外
10-1	雨水排水計画平面図	作成事業者名	左記以外
10-2	雨水排水計画断面図	作成事業者名	左記以外
10-3	雨水排水計画設計計算書	作成事業者名	左記以外
10-4	調整池一般図・計画図	作成事業者名	左記以外
10-5	調整池水理計算書	—	全て
11-1	遮水シート敷設範囲図・構造図	作成事業者名	左記以外
11-2	遮水シート材料試験結果	依頼者名、試料名及び 法人の代表者印の印影	左記以外
11-3	遮水シート施工計画書一式	法人名（ロゴマークを 含む。）及び製品名	左記以外
11-4	遮水シート耐用年数一式		左記以外
12-1	浸出水量計算書	作成事業者名	左記以外
12-2	排水経路図	作成事業者名	左記以外
12-3	放流先河川の水質及び流量	—	全て
12-4	放流先河川における希釈倍率	—	全て
12-5	浸出水処理施設平面図	—	全て
12-6	浸出水処理施設立面図	—	全て
12-7	浸出水処理施設ブロックフローシート及びマ テリアルバランス	—	全て
12-8	浸出水処理施設容量計算書	—	全て
12-9	浸出水調整槽平面図	作成事業者名	左記以外
12-10	浸出水調整槽断面図	作成事業者名	左記以外
13-1	ガス抜き設備配置図	作成事業者名	左記以外
13-2	ガス抜き設備構造図	作成事業者名	左記以外
14	観測井配置・構造図	作成事業者名	左記以外
15-1	搬入路頭の状況	—	全て
15-2	搬入出時ルート図	作成事業者名	左記以外

15-3	事業区域内搬入路の配置計画図・搬入路交差点 計画図・縦断図	作成事業者名	左記以外
15-4	事業区域内搬入路の横断図	作成事業者名	左記以外
15-5	事業区域内搬入路の道路標準横断図	作成事業者名	左記以外
16	処分する廃棄物の分析結果表	採取者の氏名 分析結果表の提出先、 試料の名称（産業廃棄 物以外の名称が記載さ れている部分に限る。） 及び採取場所、業務案 件名並びに工事名	左記以外
17	維持管理内容に関する書類	—	全て
18-1	事業区域土地所有者一覧表	—	全て
18-2	事業区域土地登記簿謄本	—	全て
19-1	隣接地土地所有者一覧表	—	全て
19-2	隣接地土地登記簿謄本	—	全て
20-1	同意書	自治会長の住所及び印 影	左記以外
20-2		事業者A以外の法人に 関する記載	

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 30 年 12 月 3 日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関から弁明書を受領
平成 30 年 12 月 10 日 第 2 部会 (第 68 回)	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
平成 31 年 1 月 22 日	・ 実施機関から追加弁明書を受領
平成 31 年 2 月 14 日 第 2 部会 (第 70 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 31 年 3 月 8 日	・ 実施機関から追加弁明書を受領
令和元年 5 月 13 日 第 2 部会 (第 72 回)	・ 審査請求人の意見陳述 (意見陳述書を受領) ・ 審議
令和元年 5 月 24 日	・ 審査請求人の意見書を受領
令和元年 8 月 28 日 第 2 部会 (第 75 回)	・ 審議
令和元年 10 月 4 日 第 2 部会 (第 76 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
令和元年 12 月 13 日 第 2 部会 (第 77 回)	・ 審議
令和 2 年 3 月 25 日 第 2 部会 (第 79 回)	・ 審議
令和 2 年 3 月 31 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 2 部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 河 端 亨

委 員 桜 間 裕 章

委員 善 部 修
委員 前 田 雅 子